

Cisco Expert Level Training for CCIE 使用約款

2015年 7月 1日制定

2018年 9月 1日改定

第1条 (適用)

1. Top Out Human Capital 株式会社(以下「当社」とします)のお客様に対する Cisco Expert Level Training for CCIE (以下「Cisco Expert Level Training」とします)自習学習教材およびトレーニングコース内で使用する教材(以下「教材」とします)の販売は、お客様が本約款のすべての条項に同意することを販売の条件とします。
2. 当社は当社の判断で本約款を変更できるものとします。

第2条 (申込手続き)

1. Cisco Expert Level Training 教材を申し込むお客様は、注文書に必要事項を記入のうえ、当社へ提出することにより購入を申し込むものとします。
2. お客様は申し込みに際し、お客様の Cisco.com ユーザ ID、Cisco.com ユーザ ID に関連付けられた E-Mail アドレス、英語表記の氏名、英語表記の会社名、更にシスコシステムズ社員の場合は社員番号を、当社へ提供するものとします。これらの情報を、当社はシスコシステムズ社へ開示します。
3. 当社はお客様からの注文書を受付後、当社からお客様に注文を受付したことを通知するメールを送信します。なお、お客様が申し込んだ Cisco Expert Level Training 教材の販売にかかる契約の成立は本号に定める当社からの上記メールの発信をもって成立します。

第3条 (代金のお支払)

1. お客様は、請求書記載の期日(使用開始日の1週間前)までに当社がお客様に発行した請求書に記載された銀行口座に教材の代金を振り込むものとします。なお、代金の振込に要する費用はお客様の負担とします。なお、使用開始日は教材によって異なり、お客様からの指定がない場合は当社で推奨する日付とします。

第4条 (教材の提供)

1. 当社は、お客様からの入金確認後、シスコシステムズ社に対し Cisco Expert Level Training 教材の ID 発行手続きをとります。ID 発行はシスコシステムズ社から直接、お客様の指定された E-Mail アドレスに届きます。
2. お客様はその ID を使用してシステムにアクセスすることにより Cisco Expert Level Training 教材をシスコシステムズ社の定める期間利用できるものとします。なお、お客様が一度 ID 発行された Cisco Expert Level Training 教材を使用しない場合であっても代金の返金はいりません。

第5条 (お客様による取消)

1. お客様が当社に申し込んだ Cisco Expert Level Training 教材の申込手続き成立後、お客様都合による取り消しは行えません。

第6条 (IDの管理)

1. シスコシステムズ社がお客様に発行する ID は第三者に知られることのないよう厳重に管理してください。
2. シスコシステムズ社がお客様に発行した ID を使用して複数のネットワーク上の PC より同時にログインする等 ID が不正に利用されたと当社またはシスコシステムズ社が判断した場合、当社またはシスコシステムズ社はこの ID を無効とする場合があります。この場合お客様はシスコシステムズ社が発行した ID を利用することができません。ただしこの不正使用がお客様の責めによらない場合を除きます。

第7条 (個人情報の取扱)

1. 当社はお客様が Cisco Expert Level Training 教材の申込により当社に開示した個人情報を当社の定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うものとし、お客様はこれに同意するものとします。

第8条 (知的財産権)

1. 当社およびシスコシステムズ社はお客様に対し、お客様に提供するコンピュータプログラム・関連マテリアル・技術情報等につき、Cisco Expert Level Training 教材提供の目的の範囲内でのみお客様に対し当該教材使用期間中に限り、非独占的かつ譲渡不能な使用权を許諾します。
2. 教材の使用条件は当該教材に付された、または表示される使用許諾条件によるものとします。
3. 前各項に基づき当社及びシスコシステムズ社が提供または使用を許諾する Cisco Expert Level Training 教材にて使用を許諾するソフトウェア等の著作権は、当社もしくは開発元その他当社へのライセンサーに帰属します。お客様は Cisco Expert Level Training 教材のお申し込みによりソフトウェア等の著作権を取得するものではなく、いかなる形態であれソフトウェア等の全部もしくは一部を複製・改変その他処分をすることはできません。

第9条 (輸出管理)

1. お客様は、当社およびシスコシステムズ社から提供又は開示を受ける製品、技術情報 (ソフトウェア等を含み、以下同じ) 等並びにこれらを利用した製品、技術情報等を必要な日本および米国政府の許認可を取得することなく日本国外に持ち出し又は輸出を行うことはできません。

第10条 (保証および責任)

1. 当社は、Cisco Expert Level Training 教材の内容およびご利用結果については、本約款で明示の保証を行っているものの以外は一切の保証を行いません。
2. 当社は、当社が本約款に違反したことによりお客様に損害を与えた場合には、通常かつ直接の損害に限りお客様が被った損害を賠償するものとします。ただし、損害賠償額は、当該損害発生の原因となった教材の代金として当社が受領した金額を限度とします。また、お客様の当社に対する損害賠償その他の請求は、当該請求原因が生じた日から2週間以内になされなければならないものとします。
3. 本約款に関する訴訟は東京地方裁判所を第1審専属合意管轄とします。

以上